

New Life Manual



目次

入居前・入居時

1 入居前・入居時

引っ越しのチェック項目	02
給湯設備・エアコン使用の注意	05
共同生活のルール	06
ご入居中の注意点	08
建物保守点検・更新手続き・契約当事者の変更	10
インターネット・CATV・BS/CS・有線放送	11

災害時

2 災害時

災害・非常時の対応	12
-----------	----

入居中のトラブル Q & A

3 入居中のトラブル Q & A

お客様にご負担していただく修繕	15
水回り・ガス(給湯設備)のトラブル	16
機械設備のトラブル・設備の追加	17
電気のトラブル	18
鍵・その他のトラブル	19

解約時

4 解約時

ご解約時の手続き	20
----------	----

巻末資料

5 巻末資料

災害時持ち出しチェックリスト	21
----------------	----

引っ越しのチェック項目

1ヶ月前

●引っ越し業者の手配

転勤、新入学などで2月末～4月上旬がピーク。早めに予約を。



●学校などの転校手続き

公立小・中学校は、在籍校から教科書付与証明書と在学証明書を発行してもらい、住民票の手続きの際に渡される学校指定通知書と一緒に転入する学校へ提出します。なお、転入する学校へはあらかじめ電話を入れておく手続きがスムーズです。その他の学校は扱いが異なりますので、私立中学・高校は私立中学高等学校協会へ、公立高校は各都道府県教育委員会へ問い合わせてください。

●不用品、粗大ゴミなどの手配

市役所または区役所の清掃担当部署に連絡してください。引き取りまでには時間がかかる場合もありますので早めに手配を。

3週間前

●電話の移転

「116」に電話をし引っ越しの旨を知らせ、取り外し、取付の手配を行いましょ。

●荷物リストの作成

部屋ごとや荷造り順に荷物リストを作成しておくとう便利。

●荷造りの準備

段ボールやテープなど必要なものを揃えましょ。

●インターネット回線の移転

契約している業者に連絡し、移転手続きを行いましょ。

2週間前

●荷造り開始

普段使わないものから徐々に荷造りを始めましょ。



●郵便物の転送

現在受け待ちの郵便局に転居届を提出すると、郵便物を1年間転送してもらえます。

※郵便局のホームページからも転居届の提出は可能。

1週間前

●役所での手続き

□**転出届**／印章、本人確認書類（運転免許証・パスポート：マイナンバーカード等）を持参し、転出証明書を発行してもらいます。※14日前から提出が可能。

□**印鑑登録**／転出届を出し、印鑑登録カードを返却すると自動的に消去されます。

□**国民健康保険**／保険証、印章を持参し、転出届を出し保険証を返却します。

□**国民年金**／転入先で手続きを行います。

□**福祉関係**／印章を持参し、児童手当などの資格喪失届を提出します。（同市区町村への引っ越しは不要）

□**原付**／ナンバー、社用番号交付証明書、印章を持参し、廃車届を提出します。（同市区町村への引っ越しは不要）

●電気・ガス・水道・NHKの手続き

引っ越しの1週間前までに現住所と転出先の受け待ち営業所に連絡しましょ。

●銀行、郵便貯金などの住所変更・手続き

転出先に現在使用しており金融機関の支店がある場合は、引っ越し後に手続きします。その他は口座を新規に開設し各種振り替えが変更された時点で旧口座を解約します。

●保険・クレジット会社などの住所変更・手続き

それぞれの会社に電話し住所変更やその他手続きを行います。



前日

●冷蔵庫の霜取り、水抜き

中のものを全部出してから霜を取り、受け皿にたまった水を捨てておきます。

●洗濯機の水抜き

傾けて中の水を取り除いておきます。

●ご近所への挨拶

お世話になった挨拶に加え、業者や車両の出入りがあることをお知らせしておきましょ。

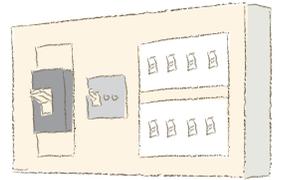
引っ越しのチェック項目

CHECK! 入居されるときに

お引越しの前後には、電気・ガス・電話などの点検をしっかりと行いましょう。ガス器具など本人の立ち合いがないと使用できないものもあります。また、料金の届け出も必ず確認しておきましょう。※名義変更などを行わないでそのまま使用すると前住者の料金が加算されることがありますので十分に注意してください。

●電気

分電盤（ブレーカー）のスイッチをONにしてください。通常は入居したその日から使用できませんが、電力会社が外線を取り外している場合がありますので、入居前に確認してください。
・電気温水器は深夜電力利用のため使用前にブレーカーと電気温水器本体のスイッチを入れてください。前日までにこの作業をしていないとお湯が使えません。



●ガス

ガスの開栓には必ず本人の立ち合いが必要です。入居前にガス会社の係員と日次を確認の上、在宅して下さい。その際、ガス器具などの正しい使い方なども説明してもらいましょう。※当日の開栓依頼は受け付けてもらえません。その日のうちに使うようであれば前もって連絡しましょう。
・給湯器や水洗タンク等を冬場に長期使用しないときは必ず機器内のたまった水を抜き凍結を予防しましょう。また水抜きの方法は給湯器により異なりますので取扱説明書をご覧になるか地域のガス販売店におたずねください。寒冷地域では、特別にルールが定められている場合があるので確認しましょう。

●水道

最寄りの水道局に連絡をし、開栓手続きを行ってください。
・水道の元栓は、建物の周辺や1階通路、玄関ドア横のメーターボックス内にある場合があります。水栓番号または部屋番号を確認して開栓してください。

●電話

転居時に「移転手続き」を行っている場合にはすぐに使用できます。まだ行っていない場合には、最寄りのNTT等へ連絡をし、手続きを済ませてください。

当日

●転出の時

□電気・ガス・水道の開栓

各業者に連絡をいれ立ち合いや諸手続きを行います。

●転入の時

□荷物搬入の立ち合い

家具や荷物に破損などないか、トラックの荷台に荷物が残っていないか確認しましょう。また共有部分は、保護をして傷つけないよう注意しましょう。

□引っ越し料金の精算

引っ越しが終了したら請求書を確認後、料金を支払います。

□入居前の状況を確認しておこう

入居前に室内の点検を行きましょう。この点検は退去時の破損・損傷状況を確認する基になります。



□ご近所への挨拶

これから長いおつきあいになる人へ挨拶を忘れずに。

□電気・ガス・水道の開栓

各業者の作業に立ち会い、開栓を行います。
（詳しくは上記の「入居されるときに」を参照）

□入居したら

防火設備（消火器、非常ベル、非常階段）の位置を確認しておきましょう。

□ゴミの処分

引っ越しの梱包材料、粗大ゴミなどは、引っ越し業者に持ち帰らせるか、地域の指定する処理日に各自の責任で、きちんと処分してください。

□鍵の保管の注意

鍵は入居者の生命、財産を保護し、プライバシーを守ってくれる大切なものです。
※鍵を紛失しますと、取替え費用を負担することになります。またキーホルダーに室番号や氏名などを書いておきますと危険です。

新居で

●役所での手続き

- 転入届**／14日以内に転出証明書を持参し手続きを済ませます。
- マイナンバー**／引っ越し先が同じ市区町村の場合、管轄する役所に「転居届」と一緒に提出します。違う市区町村へ引っ越しする場合は「転入届」と一緒に提出して下さい。
- 印鑑登録**／実印を持参し新規登録を行います。運転免許証などの身分証明書があれば即日印鑑登録カードが発行されます。なければ後日郵送された用紙を持っていくとはじめてカードが発行されます。
- 国民健康保険**／転入手続きと一緒にいきます。
- 国民年金**／14日以内に年金手帳、印章を持参して行います。
- 福祉関係**／印章を持参し、児童手当などの申請書を提出します。(同市区町村への引っ越しは不要)
- 原付**／廃車届控え、住民票、印章、車体ナンバーの写しを持参し手続きを行います。(同市区町村への引っ越しは不要)

●運転免許証の住所変更

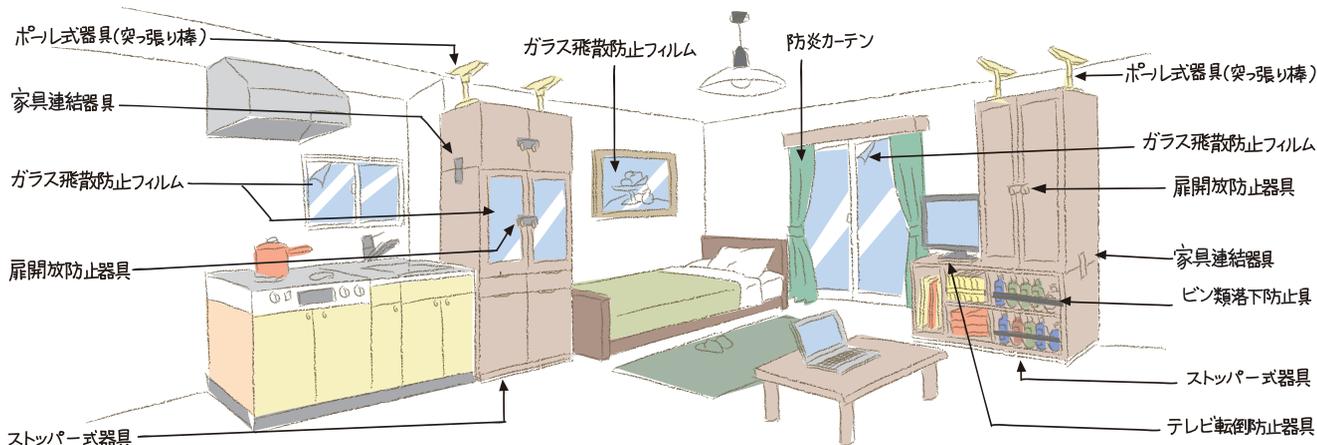
最寄りの警察署に免許証と住民票を持参し手続きを行います。他府県に引っ越す場合は写真が1枚必要です。引っ越し後15日以内に。

●公共料金などの振り替え手続き

引っ越し先で手続きします。



家具や家電の転倒防止対策



給湯設備・エアコン使用の注意点

～安全で快適な生活のために～

お住まいになるお部屋で使用される給湯設備・エアコンを必ずご確認ください、以下の注意点をご確認ください。

ご使用中に異常がありましたら、すぐに使用を中止し、建物付帯設備でしたら当社へ、お客様ご自身にて購入されたものでしたらメーカーまたは販売店へご連絡ください。

給湯設備使用の注意点

ガス式給湯設備

●屋外給湯器

・使用開始時や1ヶ月以上お湯を使わなかった場合は、タンク内の水が澱んでいる可能性があります。電源を入れてしばらくお湯を出してから使用してください。(約2分)

※この間のお湯は飲用・調理には用いず、「雑用水」としてご使用ください。



・追焚き機能付きの場合は、こまめに循環口フィルタを清掃してください。

・屋外給湯器は電源プラグが抜かれている場合や、ブレーカーがオフになっている場合は、凍結予防ができなくなります。凍結による機器の破損は修理代をご負担いただく場合がありますのでご注意ください。

・長期間ご不在の場合には水抜きをしてください。なお、水抜き方法については取扱説明書等にてご確認ください。

●開放型小型湯沸器

・小型湯沸器を使用する際は、必ず換気をしてください。換気が不十分で不完全燃焼が起きた場合、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあります。



・機器の周囲にはタオルなどの可燃物を置かないでください。

電気式給湯設備

●電気温水器

・ご入居者の電気契約がお済みでない使用できない場合や、電力会社のサービス員による現地での作業が必要な場合があります。詳しくは電力会社にお問い合わせください。



・電気温水器は電気を利用してヒーターを温め、そのヒーターでお湯を沸かす給湯器です。電気温水器の機種によっては深夜時間帯にのみお湯を沸かすものもあり、その場合、タンク内に溜まったお湯を連続して使用できる量には限りがあります。ご利用いただく給湯器が上記に該当するかどうかは、取扱い説明書や各メーカーのホームページ等をご確認ください。

・使用開始時や1ヶ月以上お湯を使わなかった場合は、タンク内の水が澱んでいる可能性があります。電源を入れてしばらくお湯を出してから使用してください。(約30分)

※この間のお湯は飲用・調理には用いず、「雑用水」としてご使用ください。

・お湯の使用開始準備完了後、しばらくの間はお湯を沸かしているため、お湯の使用はできませんのでご注意ください。

※2時間程度を目安にして使用を開始してください。

※使用開始の初日は、貯湯量が安定していないことがあるので、多量のお湯のご使用(お風呂、シャワーなど)は、湯切れする可能性がありますのでご注意ください。

上記以外の給湯設備

※お部屋に上記以外の給湯設備(バランス釜、エコキュートなど)が設置されている場合、備え付けの説明書等をよくご確認くださいの上でご使用ください。



エアコン使用の注意点

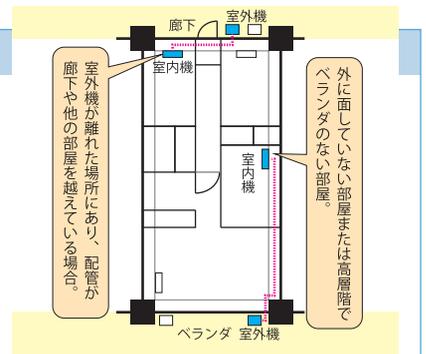
●エアコン



・エアコンを頻繁に使用する夏季・冬季の前には試運転をしていただき、不具合のある際には早めにご連絡をお願いします。夏季・冬季中は修理のご依頼が重なり、すぐに修理対応できない恐れがあります。

・隠ぺい配管 エアコンを購入・設置する前に、設置を予定されているお部屋が隠ぺい配管を利用しているかどうかご確認ください。隠ぺい配管の場合には、家電量販店で手配した取付業者では対応できない可能性がありますのでご注意ください。もし購入先で設置できない場合は、別途設置業者の手配をお願いします。

<隠ぺい配管の例>



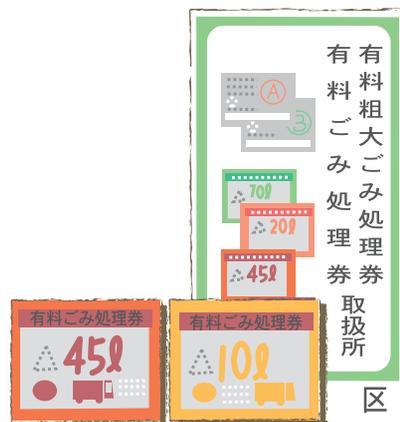
ゴミのマナーを守りましょう

ゴミの回収日時や収集場所、分別方法については、自治体のホームページ、地域の収集表をご確認ください。

- ・回収日前日などにゴミを出すと、動物等にゴミを荒らされる場合がありますので、指定の時間に出すようにしてください。
- ・共用部、ゴミ置き場などに粗大ゴミを放置しないでください。粗大ゴミの処分は、多くの自治体で申込制（有料）となっていますので、各自治体の指定方法をご確認ください。
- ・家電リサイクル法に該当するものを廃棄したい場合には、指定のリサイクルセンターへ連絡するか、小売店へ直接お問い合わせください。小売店または郵便局で所定の料金の支払いが必要となります。

[家電リサイクル法の対象家電]

- エアコン ○テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）
- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ○電気洗濯機、衣類乾燥機



不要な自転車を放置しないでください

駐輪場の乱雑防止のため、不要になった自転車はそのまま放置せず、ご自身で処分をお願いします。

なお自転車を処分する場合には、各自治体のホームページでご確認ください。

※建物によっては駐輪場がない場合もございます。

生活騒音にご注意ください

ある程度の生活音は許容しなければなりません、夜間・早朝は想像以上に響きやすいので、ご配慮をお願いします。

👉 生活騒音を抑える方法

- ・テレビ・ステレオなどは、壁から少し離して設置すると、近隣に音が伝わりにくくなります。夜間はボリュームを下げてください。
- ・夜間の洗濯・掃除・ホームパーティー、深夜の入浴などは控えてください。
- ・ドアや戸の開け閉めは、静かに行ってください。
- ・夜間の足音や、お子様の走り回ったりする音は響きやすいため、注意してください。（毛足の長いカーペットを敷くと、足音などが軽減できます）

<粗大ゴミの出し方>

主な処理方法は以下の2つです。

- ① 清掃工場などへ自ら持ち込む
- ② 各自治体の管理部署へ
電話やインターネットで収集依頼

↓
コンビニや指定の販売所で
粗大ゴミ処理券（シール）を購入

↓
回収当日の朝、シールを
貼付し、指定の場所に出す

↓
各自治体が回収

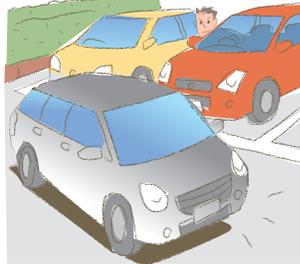
※各自治体の処理方法、金額をご確認ください。



迷惑駐車・駐車場ご利用ルール

契約区画以外の空区画や敷地内・周辺道路への駐車は、他の入居者や近隣の方への迷惑行為となります。

- ・車での来客がある場合は近隣のコインパーキングなどをご利用ください。
ご契約区画に迷惑駐車がある場合は、最寄りの警察にご連絡いただき、警察から車輛の所有者へ連絡を取ってもらうようお願いください。
- ・契約区画や敷地内には私有物やタイヤを置かないください。盗難に遭う可能性や強風等により周りの車を傷つけたりする恐れもあります。
- ・車の中には貴重品を置かないようご注意ください。万が一、車上荒らしや車両へのイタズラが発生した場合、最寄りの警察にご連絡ください。

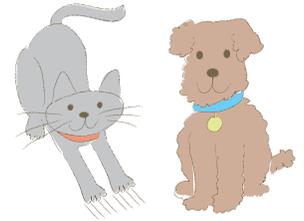


ペットの飼育について

ペット可物件など特定の除き、犬・猫などの飼育や持ち込みは禁止しています。

ペット可の物件では、飼育規則に記載されたルールに従ってください。またペット飼育により室内にキズ・破損等が生じたり、臭い・汚れが付着した場合の費用は、お客様のご負担となります。

周りの方へのご迷惑となりますので、敷地内で、動物にエサを与えることはしないでください。



使用目的以外で利用しないでください

ご入居されるお部屋は、賃貸借契約時に取り決めた「使用目的」に沿ってのみ利用できます。民泊（無断転貸）、ペット可物件以外での飼育などは禁止されており、契約違反となりますのでご注意ください。

共用部・ベランダ（バルコニー）に私有物を置かないでください

廊下・階段の使用について

共用部に私有物を置くと、他の入居者の方の迷惑になるばかりか、災害時の避難の妨げになる恐れもあります。また、廊下にあるパイプスペース（メーター類が入っているスペース）も、機器点検・検針の妨げになりますので、私有物を置かないでください。

なお当社から移動等のお願いをしても改善されない場合、撤去・処分させていただく場合もあります。

ベランダ（バルコニー）の使用について

ベランダ（バルコニー）は共用部に該当し、階下への避難ハッチや（図1）隣室へ移動するための間仕切り板（パーティション）（図2）が備え付けられ、火災等が発生した場合の避難通路としての役割を兼ねています。

避難の妨げとなるような物は絶対に置かないでください。また、ベランダ（バルコニー）での喫煙はお控ください。

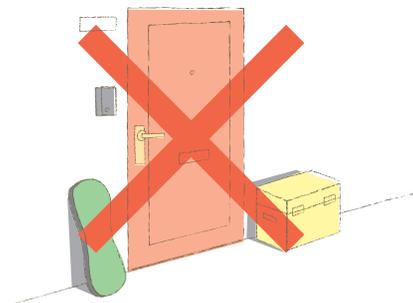


図1

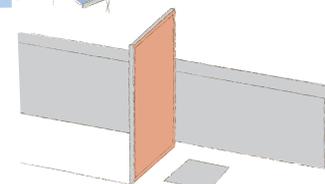


図2

ご入居中の注意点

～快適な生活のために～

室内の結露・カビ対策

室内の換気と清掃を心掛けてください。

👉 結露・カビの防止方法

- ・浴室、トイレのご使用後しばらくの間は、換気扇をつけてください。24時間換気システムが備わっている場合は常時換気を行ってください。
- ・時々給気口を開け、定期的に掃除してください。
- ・外壁に面している壁は結露が発生しやすいため、家具は壁面から5～10cm離し配置してください。また、ガラスと家具が密着している場合にはガラスの熱割れを起こす可能性があります。ご注意ください。
- ・押入れ・納戸・クローゼットは、こまめに換気してください。
- ・石油ストーブやファンヒーターはたくさんの蒸気を発生させるため、結露が発生するときは使用を控えめにしてください。(一部物件のみ使用可)

- ・結露・カビが発生した場合には、結露・カビを拭き取り、除湿器または湿気取りを使用してください。



<原因>

- ※屋外と室内の温度差が大きくなったとき、「結露」が発生します。この結露が窓枠の木を腐らせたり、収納内や壁のクロスにカビを発生させます。
- ※最近の暖房効果の高い、高断熱住宅では、空気中に含まれている水蒸気が自然に外部に出されることがないため、結露が起こりやすくなります。
- ※鉄筋コンクリート造(RC造)については、建物完成後1年くらいはコンクリート部分が乾ききっていないため、コンクリートに含まれている水分により結露が発生する場合があります。

漏水事故の防止

蛇口は使用後しっかりと閉め、排水口のつまりやあふれに注意してください。

👉 漏水事故の防止方法

- ・洗濯機を使用していないときは、常に蛇口を閉めてください。給水栓につないでいるホースもしっかり固定しましょう。
- ・浴室・キッチン・洗面・洗濯の排水口の清掃を定期的に行ってください。

- ・洗濯機は排水口へしっかりと排水ホースを差し込んで使用してください。また浴室へ排水する場合は注意しましょう。(防水パンがない場合は、特にご注意ください。)
- ・つまりの原因となるため、排水口へ油・ゴミなどを流さないでください。



ベランダ(専用屋上)、専用庭の使用法

ベランダ(専用屋上)

ベランダ(専用屋上)に排水溝(ドレン)がある場合は、定期的に掃除を行ってください。特に台風やゲリラ豪雨の多いシーズン前には排水溝をご確認ください。溝にゴミがたまるにあふれてしまったり、階下への水漏れとなることがあります。排水溝のつまりによる室内への漏水被害の費用はおお客様のご負担となりますのでご注意ください。

専用庭がある場合

専用庭は共用部分ではありませんので、芝刈りや雑草処理などはお客様に管理をお願いします。芝生や植栽に影響を及ぼさない範囲で、プランター、布団干し台などの移動可能な物を設置できますが、退室・転居される際は必ず撤去してください。※建物によっては防犯上の理由により物置の設置をお断りしている場合があります。

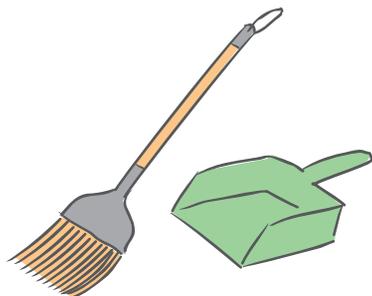
善管注意義務(善良なる管理者の注意義務)

借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借主の責任についての考え方として例えば民法第400条があります。民法第400条では、他人のものを借りている場合、借主は契約～契約終了時に物件を貸主に明け渡すまでの間は、相当の注意を払って物件を使用・管理しなければならないという内容が規定されています。これを「善良なる管理者の注意義務」と言い、一般的には「善管注意義務」といいます。

お部屋をきれいに使う方法

部屋をきれいに使うことは、快適さを維持することに加えて、汚れや破損に対する退去時の修理費用（原状回復費用）を増やさないためにも大切です。

- ・浴室・キッチン・トイレ・洗面台などの水回りの水アカ・カビ、ガスコンロ置き場・換気扇などの油汚れは、ひどく汚れてしまうと汚れも落ちにくくなるため、こまめに清掃をお願いします。
- ・エアコン、換気扉、通気口のフィルター清掃も定期的に行ってください。
- ・テーブルやイスの脚にフェルトを貼ることで、床にキズがつきにくくなります。また、家具は、床や畳に薄い板や敷物を引いてから置くなど、家具の跡がつかないようにしましょう。ただし、粘着テープやゴム類は床材に色移りや成分が溶出するおそれがあります。使用を避けてください。
- ・壁や天井には、クギやネジを打ち込まないようにしてください。照明器具を取り付けるときには、天井に引掛シーリングが付いていますので、それに対応した照明器具を使用してください。



清掃・消毒について

- ・金属の腐食や設備の変色が生じないよう、消毒剤や洗剤に記載されている使用上の注意を十分ご確認ください。
- ・洗剤を付けたまま長時間置かないようにしましょう。クリームクレンザーは使用箇所によっては傷付いてしまいます。
- ・傷の付きやすい箇所には、固い繊維状のスポンジやタワシは使用しないでください。

防虫について

- ・くん煙剤を使用する場合は、火災報知器やガス警報器が反応することがあるため、直下で使用しないでください。使用時には、煙感知器やガス警報器をポリ袋などで覆い、中に煙が入らないような状態で使用してください。
- ※詳細は、商品の取扱説明書、販売元のホームページなどを参照ください。

2週間以上ご不在になる場合

- ・最寄りの郵便局へ不在届を提出してください。郵便受けが一杯になっていると不在があきらかで、空き巣に狙われやすくなります。
- ・新聞・定期宅配等の休止手続きを行ってください。
- ・水道・ガス・灯油の元栓、洗濯機の蛇口を閉めてください。
- ・冬期は給湯器内部の水が凍結する恐れがあるので、給湯器の給水バルブを閉め、水抜きを行ってください。水抜き完了後は水抜き栓をもとに戻してください。
- ・出かける前に十分な換気等の湿気対策をしてください。
- ・管理会社へ緊急時の連絡先を伝えておきましょう。

集合ポスト・宅配ロッカーが設置されている場合

集合ポスト

チラシや郵便物が投函されている場合、ポスト内に溜まり過ぎないようにこまめに回収してください。

それらが一杯になりあふれてしまうと、床に散らばりエントランスの美観を損ねてしまいます。

不要なチラシはその場に捨てず、専用のゴミ箱やご自身の部屋で正しく処分しましょう。

宅配ロッカー

宅配ロッカーに荷物が届いた場合は早めに取り出してください。長期間放置されていると、他の方が使用できなくなってしまいます。なお、弊社から荷物の回収のお願いを度々行ったにもかかわらず放置されたままの場合、当社にて回収、処分させていただく場合もございますのでご注意ください。また、宅配ロッカーは他の入居者も使用される共用設備です。私物の保管や荷物入れとしての利用は行わないでください。

建物保守点検

～点検・入室にご協力をお願いします～

建物保守点検および入室工事へのご協力をお願いします

賃貸住宅では法律で定められている各種点検を定期的に行っています。消防設備、給水施設、エレベーター、排水管洗浄など、点検・工事の際は建物への掲示およびお知らせ文にてご連絡しますので、ご協力をお願いします。

※室内で作業する際にはお客様の立ち会いをお願いいたします。

消防設備法定点検（年2回）

半年に1度点検を実施いたします。賃貸借契約書にも記載の通り消防法で定められた法定点検につき、ご在宅が必要な場合は必ずご協力をお願いします。

建物に警報器・非常ベルが備わっている場合、試験時に警報音が発生します。また、室内の天井に感知器・スプリンクラーなどが設置されている場合、お部屋へ入室して点検を行います。

ベランダに避難器具がある場合はベランダで器具点検を行います。点検時、降下用のハシゴが降りてきますので、**ベランダの天井や床面にハッチがある場合は物干し竿や洗濯物を器具の周辺に置かないよう、ご協力をお願いします。**

排水管高圧洗浄作業

お部屋内の水回り（キッチン・洗面・浴室・洗濯機置き場）で排水口から専用器具を使って排水管内部の洗浄を行います。

作業実施の際はお部屋へ入室させていただきます。

給水施設・エレベーター点検

貯水槽や簡易専用水道などの給水施設が備わっている建物では、年に1回、清掃・点検を行っています。**作業中は水が使用できない場合があります。**

あらかじめ、断水のお知らせを文書にてご通知いたしますが、点検・作業の前に浴槽や空のペットボトル等に生活用水を汲み置きされることをお勧めします。また、給水ポンプの点検時にも、断水となる場合があります。

エレベーターが設置されている建物では、定期的エレベーターの機械点検を行います。点検作業中はエレベーターが使用できない場合があります。

更新手続き・契約当事者の変更

更新手続きについて

●賃貸借契約

契約満了日が近づきますと更新のご案内をお送りします。所定の手続きに従い更新手続きを行ってください。

●家財保険

賃貸住宅総合保険・少額短期保険の更新がされず、火災や水漏れなどの事故が起きてしまった場合、復旧費用や損害賠償費用などはすべてお客様のご負担となります。

必ず更新の手続きを行ってください。

各種変更手続きについて

お客様のご都合により、賃借人名義などが変更になる場合は、当社へご連絡ください。所定の手続きが必要になります。

- 例) ・法人名義から個人名義への切り替え
- ・氏名変更
 - ・ご入居人数の追加・変更など
(新たにお住まいになる方は住民票のご提出をお願いします)
 - ・駐車場ご契約車両の変更
(車検証をご確認させていただきます)

インターネットご利用の方へ

お住まいの建物によって利用できる回線・プロバイダが異なります。

サービス内容・契約に関しては、各事業者（インターネット業者・CATV会社など）または、PCの購入先に直接お問い合わせください。

光ファイバー

専用の回線が必要になります。

●光ファイバー専用回線が未導入の場合

フレッツ光などの個別の光ファイバー引込工事が必要となります。建物所有者様の了承が必要となりますので、当社までご連絡ください。

CATV（ケーブルテレビ）

お住まいの建物にCATVの設備がある場合、事業者（CATV供給会社）のインターネットを利用いただけます。

●CATV設備未導入の場合

※個別で導入したい場合には、個別配線引込工事が必要となります。建物所有者様の了承が必要となりますので、当社までご連絡ください。

インターネット 無料使い放題の建物

CATV会社やインターネット会社による「インターネット 無料使い放題プラン」に加入している建物にご入居された場合、同プランを提供している各会社へお問い合わせの上、ご利用開始のお手続きをお願いします。



インターネット・CATV・BS/CS・有線放送ご利用時の注意点

- ・付帯設備としてすでに設置されている場合はそちらをご使用いただくようお願いします。サービス内容・契約・使用方法に関しては、各事業者にお問い合わせください。
- ・共用部分（通路や階段手摺、屋上）への器具の取り付け・加工、および専有部であっても壁・ドア・窓サッシなどに穴を開けるなどの加工はお断りしていますので、ご了承ください。
- ・BS/CSアンテナをベランダに取付ける場合、手すりなどが傷つく恐れがあるためお断りする場合がありますので、事前に当社までご相談ください。
- ・インターネット工事業者からMDF（共用部設備）の開錠を依頼された場合、開錠の鍵は共通キーのため、工事業者が所有していることが多いようです。工事業者が所有している場合は工事日のみ当社へ事前にご連絡ください。所有していない場合は貸し出しますので工事業者から利用日をご連絡ください。

火災に備えて

●タバコに注意

寝たばこやたばこの投げ捨てはせず、きちんと火を消してから処分してください。

●タコ足配線に注意

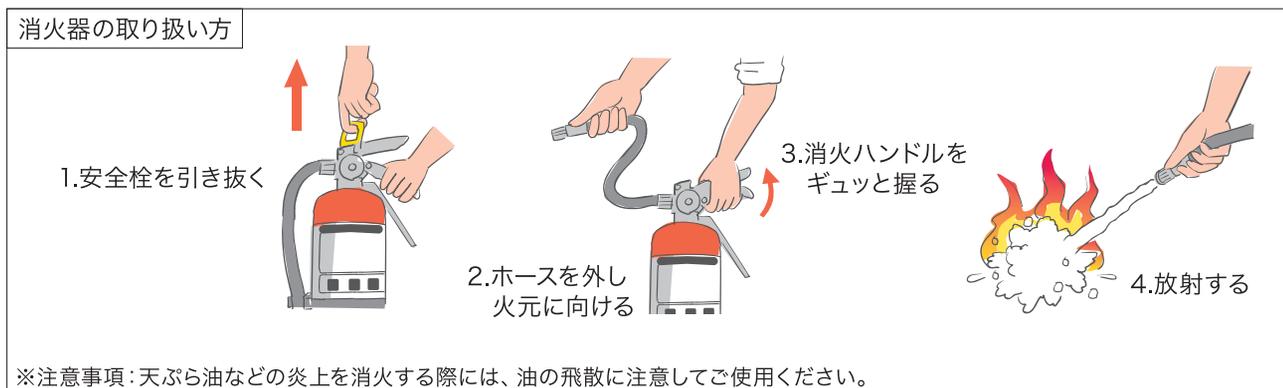
タコ足配線でコンセントをつなぐと、電気容量を超えた電流から発火する恐れがあるため注意してください。

●共用部の私有物について

私有物を置くと災害時の避難の妨げになる恐れもあるため、置かないでください。

●火災が発生した場合

小さなボヤ火事でも必ず消防署へ届け出を行ってください。保険金請求には罹災証明書が必要となり、届け出がない場合は保険金の支払いが受けられません。



防犯対策

●外出時の施錠

玄関のドアはもちろん、すべての窓の施錠をしましょう。特にベランダ側の窓やシャッター、雨戸の閉め忘れにご注意ください。

●貴重品の保管

通帳・印鑑・身分証明書などはまとめて保管せずに、別々の場所に保管しましょう。

●長期間不在にする場合

「留守なので配達をしないでください」などの貼り紙はせずに、新聞や郵便をとめてください。また、雨戸や厚手のカーテンを閉めっぱなしにせず、薄手のカーテンを閉めるようにしましょう。

●盗難にあった場合

被害にあったものを調べ、必ず警察へ届け出を行ってください。保険金請求には警察での受理番号が必要です。被害による窓ガラス修理やピッキングによる鍵の修理などについても当社へ必ずご連絡ください。

漏水が発生した場合

水漏れ事故が発生した場合は、まず、水道の元栓を閉めるなどし、被害の拡大を防いでください。その上で当社および相手方への連絡を至急お願いします。保険金請求には事故証明が必要となりますので、状況を写真に撮っておかれることをお勧めします。

保険について

お客様がご加入いただいている保険会社に直接ご連絡ください。

※ご連絡の際は、あらかじめ保険証券をご準備ください。なお、保険などの種類によっては高額貴重品は対象外となる場合があります。詳しくは保険の約款をご確認ください。

地震に備えて

多くの尊い命を奪い、家屋・ライフラインに甚大な被害をもたらした東日本大震災。地震大国に暮らす私たちは、常に自然災害に見舞われるリスクを抱えています。今、私たちにできることは自然災害に対する「備え」です。

地震があったら・・・

●身の安全確保

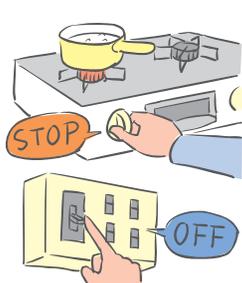
まず第1に、机やテーブル・布団などの下に身を隠し、座布団やクッション、枕などで頭部を保護しましょう。

●火の元の確認

(ガス器具、暖房器具、ポット・レンジなどの熱を発生する電気家具)

- ・小さな揺れの時は、急いで火の始末。大きな揺れの時は、いったん揺れが収まってからガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源プラグを抜きましょう。
- ・外へ出る際は、電源ブレーカーをすべて切りましょう。

※ガスが止まった場合は、『P.16 左下図／ガスが止まった際の復旧方法』をご確認ください。



●避難時の行動

- ・あらかじめ玄関扉・窓を開け、避難口を確保しましょう。(扉や窓が変形し開かなくなる危険性があります)
- ・必要最小限の荷物を背負い、行動を容易にしましょう。
- ・外に逃げる際は、窓ガラスや天井、壁などの落下物に注意し、倒壊の恐れのあるブロック塀や門柱などに注意して行動しましょう。
- ・徒歩で避難しましょう。(車での避難は渋滞を引き起こし、救護・消防の妨げになります)
- ・川辺・崖・狭い路地には近づかないようにしましょう。

●救出・救護

- ・火が出たら、大声で助けを求め、隣近所で助け合い、初期消火をしましょう。
- ・軽いけがの処置はお互いに協力あって、応急救護をしましょう。

●正しい情報収集

- ・噂やデマに惑わされないようにしましょう。
- ・自治体やラジオなどの的確な情報を入手しましょう。

地震が起きる前に・・・

●家族で防災会議

万が一に備え、様々なケース(家族がばらばらの時、一緒の時など)を想定し、話し合しましょう。

(家の中の安全な場所・避難場所(第二候補地も)・避難経路・非常時持出品袋の置き場所・離ればなれの際の連絡方法など)

●避難経路の確認

実際に避難場所まで歩いてみると、危険箇所や避難時に役立つ情報の把握ができます。地震により玄関が開かない場合、ベランダに避難はしごが設置されているマンション・アパートでは、ベランダの経路からも避難が可能です。災害時、器具を安全にご使用いただくためにも、消防点検立会いにご協力をお願いします。

●防災活動への参加

地域の防災訓練などの活動に参加し、普段から地域で協力しあう環境を築きましょう。

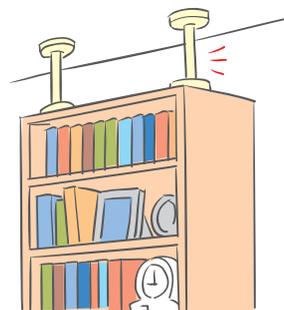
●備蓄品・非常時持出品

3日分を目安とし、飲料水や食料品を備蓄しましょう。玄関やリビングなど持ち出しやすい場所に置き、家族で共有しましょう。

●家具・家電製品の整備

下記の対策を必要に応じて施し、災害時の身の安全を確保しましょう。

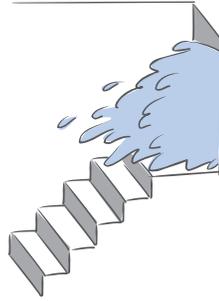
1. 高い所へ物を置かないようにし、倒れないように固定しましょう。家具・家電の転倒・落下に伴う、**内装や設備の修理費用はお客様のご負担となります。**
2. 引き出しや観音開きの扉にストッパーを取り付けましょう。
3. ポール(つっぱり棒)やストッパーなどの対策用具を使い家具を固定しましょう。
4. 出入口付近を塞いだり、就寝位置に倒れないように家具を配置しましょう。



大雨・暴風に備えて

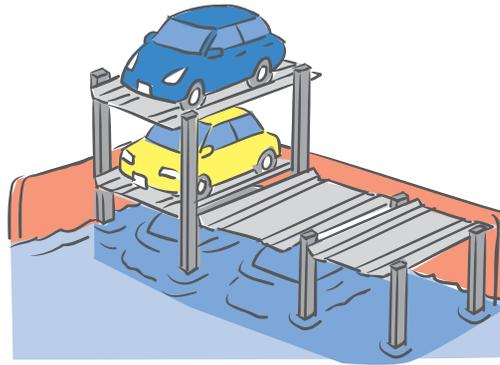
●風水害は事前の備えが大切

梅雨前線や秋雨前線が停滞することで、しばしば大雨が降るため、冠水や河川が氾濫することがあります。最新の気象情報などを常にチェックし、災害から身を守ることが大切です。ハザードマップなどを確認し、危険性が高い場所を事前にチェックしておきましょう。



●地下室・半地下家屋・立体機械式駐車場

地下室・半地下家屋を設置している建物や道路より低い土地にある建物では、集中豪雨により浸水被害が増加する傾向にあります。危険を感じる前に避難しましょう。また、機械式駐車場をご使用の場合、地下部分の排水が処理できず、地下部分にある車両が水没したり機械駐車器の不具合が生じる恐れがあります。事前に車両を移動するなどをして、駐車場契約者様ご自身においても水害予防策を講じてください。



●排水溝の点検・清掃

雨水ますや側溝の周辺にゴミがたまることで、雨水が流れず、浸水の危険性が高くなります。ベランダ（バルコニー）、専用の屋上などの排水溝は定期的に点検・清掃を心がけましょう。

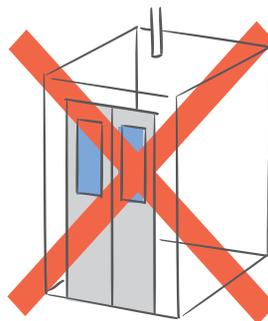


●台風は通り過ぎるのを待つ

自宅にいる場合は外出を控えましょう。また台風が接近する前に、鉢植えや物干し竿など飛ばされそうなものは、固定もしくは屋内に収納しましょう。

●エレベーターは使わない

暴風によって電線が切れると停電になり、エレベーターに閉じ込められる恐れがあります。台風や大雨のときは、なるべく階段を使うようにしましょう。



3

入居中の
トラブル
Q&A

お客様に負担していただく修繕

建物または付属設備などの修理費用につき、

下記のような場合には、お客様のご負担となります。ご注意ください。

1.トイレの詰まり	トイレの排水詰まり修理
2.消耗品の交換	室内の電球・蛍光灯やグロー球の交換 玄関チャイム、付属設備のリモコンなどの電池交換
3.鍵開錠・交換	鍵紛失・破損による鍵交換および開錠
4.使用方法の誤りによる修理（代表例）	換気不足による結露でのカビの発生・害虫の発生
	シャワーなどの水を直接風呂釜に浴びせ、風呂釜を腐食させた場合の修理
	エアコンのフィルター目詰まりによる故障修理
	風呂釜の空焚きによる風呂釜修理
	バルコニーの排水口目詰まりによる水漏れ事故の復旧
5.故意または過失による汚損・損傷	畳・床・壁・柱・襖・ガラス・設備などの汚損または損傷修理
6.当社の許可なく行った工事	緊急を要するもの、当社に連絡がつかずやむなく修理したものを除く
7.ご入居中の内装工事	畳・襖・壁クロス・クッションフロアなどの貼り替え
8.お客様の確認不足による費用発生	テレビの映りが悪いということで点検したが、テレビ自体または配線が不良だったときの点検料など
9.冷暖房器具の取り付け、取り外し	お客様ご自身で取り付けした冷暖房器具の取り外し、処分費用
10.カビ・結露・害虫の発生	カビ・結露・害虫の発生などによる修理および駆除に要する費用
11.管理責任から生じる費用発生	ご不在時に雨戸、シャッターを開けていて第三者に窓ガラスを割られたガラス修理費用など
12.禁止事項・遵守事項の違反 賃貸借契約書を参照	禁止事項および遵守事項を遵守しないために生じた破損などの修理費用

水回り・ガス（給湯設備）のトラブル

水回りのトラブル

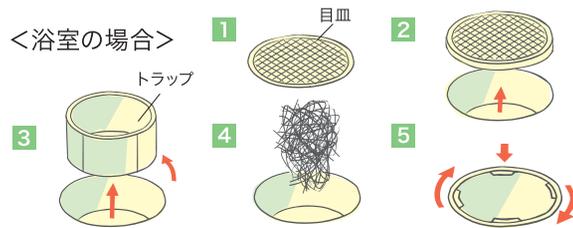
Q トイレがつまった

- A 1. ラバーカップを準備します。
2. 便器に水を半分ぐらいになるまでためます。
3. ラバーカップを軽く押しつけ、強く引きます。
4. 3の動作を数回繰り返します。
※ゴミ袋などに小さな穴を開け、ラバーカップの棒を通して、袋で便器をおおうように作業すると、汚水がはねません。
5. バケツなどで水を流してスムーズに流れるか確認してください。



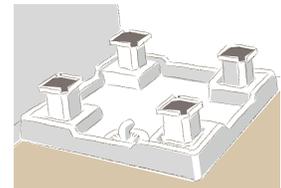
Q 浴室・洗面・キッチン・洗濯の排水が流れない

- A 排水口（トラップ）をご確認ください。髪の毛などが詰まっていたり、トラップが正しく設置されていない状態で放置すると、異臭や異音の原因となります。日頃からこまめに排水口の清掃をし、清掃後はトラップを正しく設置してください。



また、洗濯機の排水口は洗濯機を動かすなどして、定期的に清掃を行ってください。

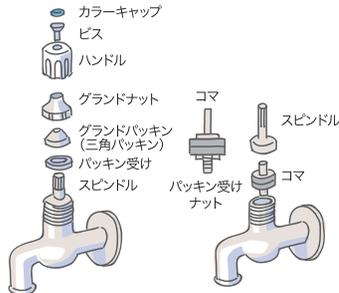
※ドラム式洗濯機は、防水パタンと本体の隙間が狭く清掃できない場合があります。かさ上げ台を使用すると清掃しやすくなります。



洗濯機かさ上げ台

Q 蛇口から水が漏れる

- A 1. 水道元栓を自分の部屋のものか確認し完全に閉めます。
2. カラーキャップ→ビス→ハンドル→グランドナットの順で外します。
3. スピンドルを外しコマを交換して下さい。
4. 逆の順で締め直し完了です。

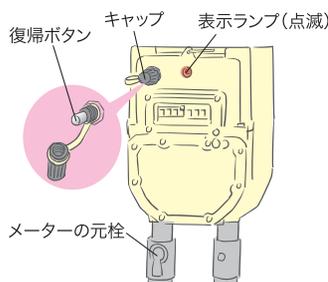


ガス（給湯設備）のトラブル

Q ガスが止まった

- A マイコンメーターが作動している可能性があります。下記の方法で復旧してください。復帰装置は下図の通りです。（参照：P.4/ガスメーターの設置位置）
1. すべてのガス器具を止め、室内の元栓を閉じてください。
2. 復帰ボタンのキャップを外してください。
3. 復帰ボタン（キャップの中のボタン）を押し、キャップを元に戻してください。ランプの点滅はガス漏れの検査をしているサインです。
4. 約3分間お待ちいただき、ランプが消えていれば、ガスが使用できます。

※復帰装置がうまく作動しない場合や操作方法が不明な場合には、ガス供給会社へご連絡ください。



Q お湯が出ない

A 〈ガス給湯器の場合〉

- ガスの開栓手続きはお済みですか？
⇒ ガス供給会社へご連絡ください。
- 給湯器の下にある給水バルブは開いていますか？
⇒ バルブを開栓してください。
- 給湯器のリモコンのスイッチは入っていますか？
⇒ スイッチをONにしてください。
- 電源のブレーカーが切れていませんか？
⇒ スイッチをすべてONにしてください。

※以上のことを確認しても改善されない場合、メーカー、品番をご確認の上、当社にご連絡ください。

※冬季は外気温の関係でお湯がぬるくなることがあります。また、水量が一定にならない場合や使用中で水になることがあります。

機械設備のトラブル

Q エアコンが効かない

- A ●コンセントは差し込まれていますか？
●リモコンの電池は切れていませんか？
●室内機・室外機の吸い込み口や吹き出し口がふさがれていませんか？
●フィルターが汚れていませんか？

Q エアコンから異臭がする

- A 取扱説明書に従い、フィルターの清掃やお手入れをしてください。清掃をしないで使用を続けると、機能の低下や悪臭の原因になります。また、電気代もより多くかかってしまいます。

Q エアコンからポコポコと音がする

- A 給気口や窓を数センチ開けてください。気密性の高い建物では、給気をせずにキッチンや浴室・トイレの換気扇を使用すると、このような現象が起ります。(まれに水滴が落ちる場合もあります)

Q エアコンから水漏れしている

- A 当社にご連絡ください。ドレンホースに入った落ち葉やゴミなどが詰まったり、フィルターの清掃を定期的に行っていないことが主な原因です。
また、エアコンの下に物品を置かないでください。水滴が落ちる場合があり、汚損などの原因となることがあります。

Q インターホン (チャイム) が鳴らない

- A 電池式の場合は電池を交換してください。コンセント式の場合はコンセントの差し込みをチェックしてください。

Q TVが映らない

- A 再度チャンネルスキャンを実行し、テレビ用端子がしっかりと接続されているかご確認ください。また、TVの取扱説明書を参照していただくか、CATV導入物件の場合は、供給会社へお問い合わせください。停電時には、チャンネル設定がリセットされる場合があります。

設備の追加

Q 自分で設備を付けて利用したい

- A **お客様ご自身で設備を追加・変更される場合は、必ず事前に当社へご連絡をお願いします。**

ただし、**ご解約時に撤去し元の状態(原状)に戻していただくことが基本的な条件となります。**その際の汚損、破損はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

[共通注意点]

- ご解約時、以下の場合の費用はお客様のご負担となります。

- 1.お客様が設置した設備を残される場合の撤去費用
※お客様設置の設備に関して、新旧問わず、「お部屋に残す」「買取りをする」などの対応はしておりません。ご自身で処分していただくか、次のお住まいへお持ちいただくようお願いいたします。

- 2.建物・室内に加工を行った場合、原状回復(修理)費用

- 設置工事の際に取り外した部品がある場合はなくさないようにご注意ください。

●エアコン

エアコン取付業者に、スリーブ(貫通穴)を必ず使用するよう指示してください。また、室外機の設置場所は避難経路をふさがないようにお願いします。

エアコンの温風で天井についている火災報知器(熱感知器)が作動する場合があります。エアコンの取付け位置や吹き出し方向にご注意ください。

設置後の管理責任(修理など)はお客様ご自身でお願いします。

●BS/CSアンテナ (P.11参照)

●鍵

壁・ドア・窓サッシなどに穴を開ける加工はお断りしています。

●シャワートイレ

取り外した既設の便座・部品などをご解約時までなくさないようご注意ください。

●浄水器

シンクに穴を開ける加工はお断りしています。

●室内小備品・その他

壁・ドアなどに穴を開ける加工、通路や屋上などの共用部への取り付けはお断りしています。

電気のトラブル

Q 電気が切れた、つかない

A ●隣室近所は電気がついているのに自分のところだけが消えている

分電盤を確認してください。

①電球が切れている

→電球を交換しても解決しない場合、照明スイッチやシーリングコンセント不具合の可能性がありますので、当社までお問い合わせください。

※お客様ご自身で持ち込まれた照明器具の修理については受付ができませんので、ご了承ください。

②アンペアブレーカー（リミッター）が落ちている

→契約アンペア数を超えて電気を使用したためです。使用している電気器具を減らしアンペアブレーカーのスイッチを入れてください。

③漏電ブレーカー（漏電しゃ断器）が落ちている

→漏電や落雷の原因などが考えられます。次の順序で電気をつけてください。

1. 安全ブレーカーのスイッチを全部切る。
2. 漏電ブレーカーのスイッチを入れる。
3. 安全ブレーカーのスイッチをひとつずつ入れていく。

・上記の方法で復旧したが、また切れた

→どの安全ブレーカーのスイッチを入れたときに切れましたか？その回路は漏電の疑いがありますので、安全ブレーカーを切ったままにして使用を中止し、電力会社へご連絡ください。

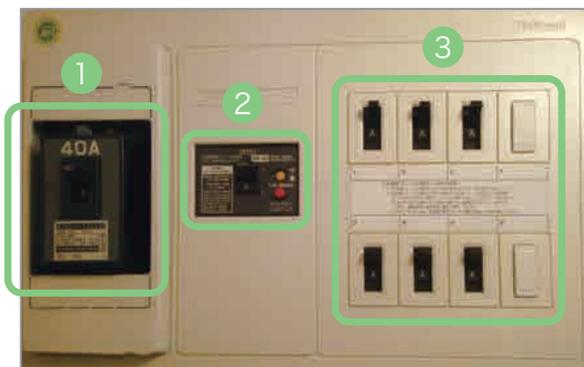
④安全ブレーカーが落ちている

→使用中の電気器具の故障などによるショートか、その部屋の限度を超えて電気を使用していたためです。使用していた器具のプラグをコンセントから外し、安全ブレーカーのスイッチを入れてください。

→ご使用になりたい電気器具（エアコンなど）がコンセントの電気容量を超えている可能性があります。専用のコンセントへ変更する必要があるため、当社までお問い合わせください。

※退去の際には元に戻していただく必要があります。

[従来の分電盤]



- ① アンペアブレーカー（リミッター）
- ② 漏電ブレーカー（漏電しゃ断機）
- ③ 安全ブレーカー

※建物によって、形状が異なります。
※ブレーカーが真ん中の位置にある場合、一度、下に下げてから上げてください。

[スマートメーター専用分電盤]



※スマートメーターの場合、電気を使い過ぎて停電すると、10秒～1分程度で自動的に復旧します。
※子ブレーカーが落ちた場合やアンペアブレーカーが付いている場合は、手動で復旧します。

鍵等のトラブル

Q 鍵を紛失してしまった

A 紛失時の鍵の開錠費用や交換・複製費用はお客様のご負担となります。また、ご連絡をいただいてから開錠するまでお時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。



Q 宅配ボックスを開けられなくなってしまった

A お住まいの建物に宅配ボックスが設置されている場合、操作にご注意ください。機器故障以外の場合の宅配ボックスの開錠費用は、お客様のご負担分となります。場合に応じて、メーカーによる開錠となるため、受付当日に開錠できない場合もあります。

Q 鍵・施錠・開錠できない(空回りする)

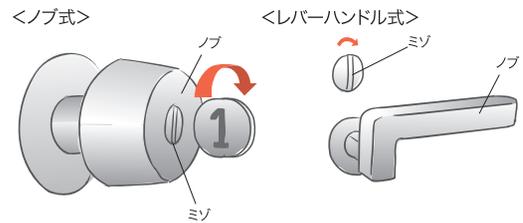
A 給気口を日頃から開放してください。給気をせずに室内の換気扇を使用すると室内と外で気圧差が生じ、鍵が掛けづらくなってしまいます。

Q 浴室、トイレなどで中に人が閉じ込められた

A お子様や浴室、トイレなどの中から鍵を閉めてしまい、出られなくなってしまったなどの場合は、下図のミゾをマイナスドライバーかコインで回すと、開けることができます。

Q 鍵がうまく抜き差しできない

A 1.掃除機を鍵穴につけ、左右にふって中のごみを吸い出します。
2.鍵も古い歯ブラシ等で軽く掃除します。
3.メーカー指定の潤滑剤を鍵穴に少量スプレー、もしくは鍵のくぼみの部分を鉛筆で黒くなぞり、数回鍵穴に抜き差ししましょう。
※市販の潤滑剤(メーカー指定以外)のご使用は故障の原因となりますのでお止め下さい。



その他のトラブル

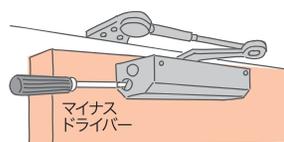
Q 玄関ドアの開閉をスムーズにしたい

A ドアを閉じる速度が速すぎる時や遅い時はドアクローザーの調整をします。
ドアクローザーは速度調節弁を回して開閉速度を調整しますが速度が速すぎて閉じる時に大きな音がすると周囲への迷惑になりますのでご注意ください。

Q サッシ(網戸)の動きが悪い

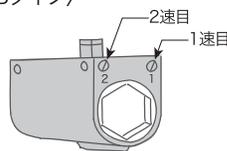
A サッシの動きが悪い時は、戸車にごみがつまっている可能性があります。
戸車を点検し、ゴミがある場合は取り除きます。

〈Aタイプ〉



45°まで
速くなる (●) 遅くなる

〈Bタイプ〉



速くなる (●) 遅くなる

ご解約時の手続き

1.解約申込み ～駐車場のご解約もお忘れのないようにお願いします～

解約のご連絡は、「賃貸借契約書の解約予告期限」までに当社へ解約する旨をご連絡ください。

ご連絡いただいた日から解約希望日までの日数が定められている期間よりも短い場合は、契約内容通り所定の期間の賃料などをお支払いいただくこととなります。

2.解約時の諸手続き

(1) 粗大ゴミ

お引越の際に不用になった家具・自転車などの廃棄物をゴミ置場や共用部に放置していかないでください。自治体の清掃管理部署にお問い合わせの上、ご自身で処分をお願いします。

(2) 公共料金の清算・閉栓手続き

公共料金の清算と閉栓手続きなどはお客様ご自身で解約満了日または退室立会い日までに済ませてください。

また郵便物の転送届、インターネット・電話・新聞などの解約・引越し手続きも同様をお願いします。

(3) 郵便物の転送手続き

郵便物などが新住所へ届くように、郵便局の指定用紙に転居先を記入の上、投函してください。1年間は無料で転送されます。

(4) 家財保険

賃貸借契約と保険契約は連動しておりません。お客様ご自身でご加入いただいている保険会社へ直接ご連絡ください。

3.退室立会い

退室立会い時にご用意いただくもの

1. 契約時にお渡しした鍵・カード
※スペアキー、宅配ボックス、機械式駐車場も含む
2. 賃貸借契約書（最新の更新合意書）
3. お認印
4. 敷金受取口座の確認できるもの

(1) 修繕負担金について

お客様にご負担いただく修繕費用は退室立会い時に賃貸借契約に基づき、また現状確認書を参考に、決めさせていただいております。室内にお客様で取り付けした設備などが残されていますと、処分費用はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

(2) 鍵に関して

ご使用いただいていた鍵をすべて持参してください。入居時に購入した鍵を次のお引越し先でも使用したい場合や鍵の一部をなくした場合には解約申込の際や退室立会い日の予約の際に、事前にご相談ください。

4.清算後の敷金の受取り

敷金のご返却につきましては、立会い後、お客様がご負担する修繕費用、賃料の過不足などを確認の上、お客様指定口座へ振り込みにてご返却します。（退室サイトまたは書面にて修繕負担金ご承諾後、ご返却予定）

修繕費用などがお預かりしている敷金を超えた場合は、その差額をお客様から当社指定の方法でお振込みいただきます。

解約時の流れ



